

## ハラスメント防止宣言

職場におけるハラスメントは、個人の尊厳と人権を踏みにじる行為であり、専門職の倫理として、社会的にも断じて許されない行為です。

役員・職員が働き続けるうえで、ハラスメントは職場環境の安心・安全、心理的安全をないがしろにする人権侵害そのものです。そのことに関連して「改定 日本ソーシャルワーカー連盟・倫理綱領」(2020年)の柱である「組織・職場に対する倫理責任」のなかで「同僚などへの敬意」として「ソーシャルワーカーは、組織・職場内のどのような立場にあっても、同僚および他の専門職などに敬意を払う」ことが明記されています。

専門職としての成長・発達、専門性の向上を豊かにはぐくむうえで、ハラスメントは、働く個人はもとより法人・施設にとっても職場環境の悪化や業務の遂行を妨げることとなり、本来の法人・施設としての使命と社会的責任を果たせなくする行為です。それは働き続けることのできる職場づくりにとって弊害ではありません。

当法人は、差別的な言動やハラスメント行為、暴力行為など個人の尊厳を侵害する行為を許しません。埼玉育児院、カーサ・ライラックで暮らす子ども・母子をはじめ、役員・職員、すべての個人が尊重され、互いの信頼関係に基づいた人間関係を構築し、活気ある職場をめざします。

私たちはハラスメントが発生する根本問題を考え続けながら、集団的な論議を大切にして率直な意見交換ができる施設文化をつくる決意です。職員・管理職・理事としてハラスメントを行わない、見過ごさない、許さないための知識・態度・スキルを向上させる努力を続けます。

そのために集団的な研鑽を積み、自己変革および法人改革を追究するものです。

1. 当法人は、下記のハラスメント行為を容認しないことを宣言します。

- (1) パワーハラスメントに類する行為
- (2) セクシュアルハラスメントに類する行為
- (3) 妊娠・出産、育児休業・介護等に関するハラスメント行為
- (4) 利用者、入居児童へのハラスメント行為
- (5) 関係機関の職員、就活者、実習生へのハラスメント行為など

その他にも、モラルハラスメント(言葉や態度により相手に継続して精神的な苦痛を与える行為)を繰り返す、さらに差別的発言等もハラスメントに含まれます。

2. この方針は、現場を担う職員のみならず、当法人に関係するすべての役員・職員を対象とします。すべての関係者が、相手の立場に立って互いの信頼の下、良好な人間関係を構築できることをめざします。

3. 職場における有効なハラスメント防止研修・講習の具体的な内容を検討し、継続的計画的に実施するために職員のみなさんと協力しながら企画・運営をすすめます。

4. 当法人の職員がハラスメントを行った場合、就業規則に基づき懲戒処分を含めて厳正に対応します。また、行為者の異動等、被害者の労働条件および就業環境を改善するために必要な措置を講じます。

5. 法人による独自のハラスメントに関する相談受付窓口を設置し、厳正に対応いたします。

詳しくは、「ハラスメント防止に関する規定」「ハラスメント対策委員会運営要綱」「ハラスメント対応マニュアル」「ハラスメント問題対応のフローチャート」を参照されたい。

以上、職場におけるハラスメントを防止・根絶することを決意し、ここに宣言いたします。

2024年12月14日

社会福祉法人 埼玉育児院

理事会一同

埼玉育児院、カーサ・ライラック

職員一同